

支給決議書	支給額		万	千	百	拾	円	常務理事	事務長	課長	係長	担当者	
	内訳	法定											
		附加											
	支給期間		年	月	日	日間							
	資格取得		年	月	日								
資格喪失		年	月	日									

健康保険 被保険者・移送費 支給申請書 被扶養者 附加金

被保険者（申請者）が記入するところ	① 被保険者の記号・番号	記号	② 名称	事業所	所在地		
	③ 移送を受けた方が被扶養者の場合	フリガナ 氏名	被扶養者 生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	被保険者 との続柄	
	④ 傷病名	⑤ 負傷(発病)年月日 (療養開始日)		年 月 日			
	⑥ 負傷(発病)の原因	どこで 何を どのように負傷(発症)したか	曜日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分頃	<input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 発症	⑦ 第三者行為によるものか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	⑧ 移送経路	フリガナ	フリガナ	市	から	市	まで
	⑨ 移送後	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 入院外	⑩ 移送先病院等の名称				
	⑪ 移送期間	年 月 日 ~	年 月 日	⑫ 移送回数	回	⑬ 移送距離	km
	⑭ 移送方法	⑮ 移送に要した費用		円			
	⑯ 付添人の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	付添人の 氏名 住所				

担当医が記入するところ	傷病名	移送方法					
	移送経路	フリガナ	フリガナ	市	から	市	まで
	移送期間	年 月 日 ~	年 月 日				
	移送を必要と認めた理由 (付添いがあった場合は、付添いを必要と認めた理由も記入して下さい。)						
年 月 日		所在地 医療機関 名称 医師名					

マイナポータル等で事前登録した「公的給付等を受け取るための口座(公金受取口座)」を利用します。(利用する場合は)
注)口座情報の反映には登録から数日を要します。また、受取代理人を指定する場合は、公金受取口座を利用できません。

上記のとおり申請します。	住所	払渡希望銀行	
	年 月 日 被保険者(申請者) 氏名	銀行 店	
山形県自動車販売健康保険組合 理事長 殿	電話番号	預金種別	
		口座名義	
		口座番号	
受取代理人の欄	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。	受付日付印	
	年 月 日 住所 被保険者(申請者) 氏名 代理人(口座名義) 氏名 電話番号		

裏面もご覧下さい。

<添付書類>

1. 移送に要した費用額の領収書及びその明細がわかる書類

<注意事項>

1. 傷病が第三者行為(交通事故等)によるものである時は、「第三者の行為による傷病届」を添付して下さい。
2. 担当医が記入するところの欄は、申請に必要な項目が記載されている意見書等がある場合は意見書等を添付し、担当医が記入するところの欄は記入不要です。
3. 原則、事業所を通して支給しますので、払渡希望銀行は記入不要です。受取代理人の欄を忘れずに記入お願いします。
4. 被保険者資格喪失後等の理由で、被保険者(申請者)へ直接支給する場合は、公金受取口座を利用又は払渡希望銀行を記入していただき、受取代理人の欄は記入不要です。

<支給を受ける条件>

- ・ 病気やけがで移動が困難な時、医師の指示で一時的・緊急的な必要で移送された場合は移送費を支給します。
- ・ 移送費の支給は、次のいずれにも該当すると健康保険組合が認めた場合に行われます。
 1. 移送の目的である療養が、保険診療として適切であること
 2. 療養の原因である病気やけがにより移動が困難であること
 3. 緊急・その他、やむを得ないこと

<支給額>

- ・ 移送費の額は、移送の原因となった病気やけがの状態に応じた最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用に基づいて算定した額の範囲での実費です。
 - ・ 医師・看護師等の付添人の交通費については、医学的管理が必要であると医師が判断した場合に限り、原則として1人までの交通費を移送費に含めて算定することができます。
- ※移送費の支給が認められる医師・看護師等の付添人による医学的管理等について、費用を支払った場合は、移送費とは別に診療報酬に基づく療養費が支給されます。